

キャッシュカード規定（法人用）

2025 年 4 月 1 日現在

1. カードの利用

普通預金(利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。以下同じです。)および当座預金について発行したキャッシュカード(以下「カード」といいます。)は、当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

ただし当座預金については当金庫のみのご利用となります。なお、カードは代表取締役・代表社員・代表者等の法人等を代表するものが利用するものとし、代理人カードの発行は取扱いません。

- ① 当金庫および当金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等(以下「預入提携先」といいます。)の現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。)を使用して普通預金または当座預金(以下これらを「預金」といいます。)に預入れをする場合
- ② 当金庫および当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「支払提携先」といいます。)の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用して預金の払戻しをする場合
- ③ 当金庫および支払提携先のうち当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等(以下「振込提携先」といいます。)の自動振込機(振込を行うことのできる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
- ④ その他当金庫所定の取引をする場合

2. 預金機による預金の預入れ

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当金庫または預入提携先所定の種類の紙幣および硬貨(硬貨による預入機能を有する預金機の場合)に限ります。また、1回あたりの預入れは、当金庫または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。
- (3) 当該預金口座についてカードの発行の申込みがあった場合には、「現金自動預金支払機専用通帳」の発行の申込みがあったものとし、同通帳を発行しますので、「ご利用明細票」を綴り込んでください。

3. 支払機による預金の払戻し

- (1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
 - (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当金庫または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当金庫または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当金庫所定の金額の範囲内とします。
 - (3) 前項にかかわらず、当金庫および支払提携先の支払機による1日あたりの払戻しについて当金庫がお客様から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
 - (4) 当金庫および支払提携先の支払機による1日あたりの払戻回数について当金庫がお客様から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。
 - (5) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額および第5条第2項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。
- なお、当座貸越契約先については、当座貸越を利用できる範囲の金額を含みます。

4. 振込機による振込

- (1) 振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に

入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

- (2) 前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当金庫または振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (3) 前項にかかわらず、第1項の振込依頼をする場合における当金庫および振込提携先の振込機による1日あたりの振込について当金庫がお客様から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。

5. 自動機利用手数料等

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、当金庫または預入提携先所定の預金機の利用に関する手数料をいただきます。
- (2) 支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当金庫または支払提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料(前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。
- (3) 自動機利用手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、預入提携先または支払提携先の自動機利用手数料は、当金庫から預入提携先または支払提携先に支払います。
- (4) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、振込提携先の振込手数料は、当金庫から振込提携先に支払います。

6. 代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込

法人のお客様のカードについては、代理人のためのカードを発行することはできません。

7. 預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い

- (1) 当金庫および提携先の支払機等が停電、故障等の場合は取扱いを一時停止することがあります。
- (2) 当金庫または提携先のコンピュータシステムのメンテナンス等により、取扱いを一時停止にすることがあります。この場合、ポスター、チラシおよび新聞広告等により広報します。

8. カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額および振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当金庫または提携信用金庫の預金機、支払機、振込機および通帳記帳機で使用された場合または当金庫本支店の窓口に出された場合に行います。

9. カード・暗証番号の管理等

- (1) 当金庫は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当金庫がお客様に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は法人または代表者の電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかにお客様から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

10. 偽造カード等による払戻し等

カードが偽造または変造により不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、当金庫または支払提携先、振込提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しがカードおよび暗証番号管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合の当金庫の責任については、このかぎりではありません。

11. 盗難カードによる払戻し

カードが盗難されたことにより不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、当金庫または支払提携先、振込提携先は責任を負いません。

12. カードの紛失、届出事項の変更等

カードを紛失した場合または法人名、代表者名、その他の届出事項に変更があった場合には、直ちにお客様から当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。

13. カードの再発行

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

14. 預金機・支払機・振込機への誤入力等

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、預入提携先の預金機、支払提携先の支払機、振込提携先の振込機を使用した場合の預入提携先、支払提携先または振込提携先の責任についても同様とします。

15. 解約カードの利用停止等

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを返却してください。また、当金庫普通預金規定、決済用普通預金(無利息型)規定、および当座勘定規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい直ちにカードを返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 第16条に定める規定に違反した場合
 - ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当金庫が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - ③ カードが偽造、盗難紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合

16. 譲渡、質入れ等の禁止

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

17. 規定の適用

この規定に定めのない事項については、当金庫普通預金規定、決済用普通預金(無利息型)規定、当座勘定規定、当座勘定貸越約定および振込規定により取扱います。

また、当座預金について発行したキャッシュカードを利用する場合におけるキャッシュカード規定(法人用)の適用については、「通帳」を「当座勘定入金帳」に、「払戻請求書」を「当座小切手または払戻請求書」に、「払戻請求書の提出」を「当座小切手の振出または払戻請求書の提出」に読み替えてください。

18. 規定の変更等

当金庫は、この規定の各条項その他の条件(この規定の各条項において個別に変更する場合がある旨を定めるものを含むが、これらに限られません)を変更する必要がある場合には、お客様に個別に通知することなく、店頭表示、当金庫のホームページにおける表示その他の適切な方法で、規定を変更する旨、変更後の内容および変更の効力発生日を周知することにより合理的な範囲で任意に変更できるものとします。

変更の効力発生日以降は変更後の内容により取扱うこととします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

以上